

令和 5 年 7 月 日

府中市長 高野 律雄 様

府中市環境美化推進委員会
委員長 吉 垣 親 伸

府中市まちな環境美化条例第 1 4 条に規定する
罰則の適用について（答申）案

令和 5 年 3 月 3 日付、4 府生環第 7 6 9 号で諮問のあった府中市まちな環境美化条例に基づく府中駅周辺の喫煙禁止路線における路上喫煙行為への対策強化に向けた、同条例第 1 4 条に規定する罰則の適用については、次のとおり答申します。

1 過料徴収の範囲

府中駅周辺の喫煙禁止路線のうち、桜通りから旧甲州街道までのけやき並木通りとする。また当該路線を重点喫煙禁止路線とする。

2 過料徴収の対象

重点喫煙禁止路線上で喫煙する者とする。なお、同条例では、喫煙禁止路線における路上喫煙を行った者に対し、指導又は勧告を行い、これに従わないときは、過料を科すことができるとしているが、重点喫煙禁止路線での喫煙に対しては、即時の対応が求められることから、指導又は勧告を行わずに過料を科すことができることとする。

3 過料の額は 2, 0 0 0 円とする。

4 喫煙者と非喫煙者の共存が図れるよう、府中駅周辺に公共喫煙所を設置することとし、過料徴収の開始時期は、当該喫煙所の設置と同時期とする。